

長野圏域ブロックの長期計画（長野県社会福祉事業団長期構想より抜粋）

第1 水内荘

水内荘は、障害者自立支援法の主旨を十分勘案し、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、充実したサービス提供に努めることを経営の中心に位置付けます。

同時に、「長野県社会福祉事業団改革アクションプラン」に基づき、事業団経営の他施設とも密接に連携し、施設の効率的かつ健全な経営を行い、安定した経営基盤の構築を目指します。

また、長野圏域において、地域生活を継続している知的障害者のバックアップの基幹施設として、施設機能を広く地域に提供していくことを新たに施設運営の柱としていきます。

1 事業計画

(1) 提供するサービスの質の向上

ア 平成21年度中には、障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行します。

施設入所支援事業、生活介護事業、自立訓練（生活訓練）事業

イ 地域での生活を希望する障害者に対して、水内荘GH・CHセンターに協力し、平成23年度までは少なくとも年1ヶ所のグループホーム・ケアホームへ計画的に移行していきます。

ウ 利用者は、平均年齢54歳6月（最高齢者72歳）と高齢化しているため、隣接の特別養護老人ホームと連携し、生きがいの持てる支援に努めます。

エ 障害者自立支援法の障害程度区分による施設利用非該当者（新事業体系移行予定の平成21年度25人）については、本人や家族に理解を求め、基本的には順次地域生活移行を進めます。

オ 地域生活困難者（地域生活移行者の不適應者も含む）に対して、施設入所、短期入所の機能を最大限活用しバックアップ体制を整えます。

カ 第三者サービス評価は、新事業体系移行及び定員減等が全て終了した平成24年度に実施する予定です。

(2) 地域生活移行の推進

ア 地域生活移行計画

入所利用者の地域移行は、希望する者を中心に着実に進めていきます。

（単位：人）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計
移行予定者	7	5	5	5	5	1	28

（注） 特別養護老人ホーム泉平ハイツ移行者は別とします。

イ 自活訓練事業実施計画

自活訓練事業は、新事業体系移行をもって終了となるため、平成21年度以降は、地域生活移行に不安を抱える利用者のために新たな対応策として、グループホームの空き部屋を活用した体験宿泊事業を施設独自で行う等の支援を行います。

(単位：人)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
自活訓練利用者	4	4	-	-	-	-

(3) 施設入所支援事業規模の縮小と支援の充実

平成24年度までに段階的に入所定員を削減し最終的に40名とします。それに伴い、住環境を1人部屋16室、2人部屋12室とします。また、現在の生活空間はバリアフリー化されていないため、平成19年度より順次、玄関の自動ドア、トイレ、居室の段差等を改善(改修費5,600万円)していきます。

年度別利用者数の推移

(単位：人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計
新入所者数		1	1	1	1	1		5
移行予定者数		7(3)	5	5	5	5	1	28
入所者総数	60	57	53	49	45	41	40	

(注) 入所者総数は、年度末総数です。

平成19年度の(3)は、昨年度退所し、平成19年4月1日の移行者です。

(4) 地域福祉を支える支援システムの整備

ア 新事業体系移行では、現在の利用者の障害程度や年齢から生活介護事業が中心事業と考えられます。そのため、平成19年度に国の障害者自立支援対策特別対策事業補助金の交付を受け、作業棟のバリアフリー化や拡充を行い、重度者や発達障害者にも対応した日中活動の場を設けます。

イ 自閉症児(者)支援、重度者、高齢者支援のための介護技術の向上を目指し、職員は積極的に研修に参加してノウハウの蓄積や活用を図ります。

ウ ケアホーム等利用者や養護学校卒業生などの在宅障害者で生活介護的支援を必要とする人のために、日中活動支援事業を拡大して積極的に受け入れます。

在宅者への日中活動拡大計画

(単位：人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
通所更生利用者数	15	10	10				
生活介護利用者数				22	21	20	20

(5) 短期入所事業の充実・拡大

近年、短期入所事業は、障害は軽度であるが精神障害などの重複障害があり地域生活に困難をきたしている者や世代交代等により家族との生活を継続することが難しくなっている者の利用が増えています。そのため、入所利用者の生活を損なわない範囲において積極的に短期入所を受け入れていきます。また、地域の相談支援事業者や他の事業所とも密接に連携し、重層的な支援ができるよう体制の整備について検討・構築を図ります。

短期入所者の受入見込み

(単位：人)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
短期入所者	4	4	5	5	6	6

(6) ネットワーク化

地域生活移行の推進により、グループホーム・ケアホームで生活する方が増加しています。利用者の皆さんが地域で継続して安定した生活を送るためには、バックアップ施設のための支援体制には限界があります。そこで、援護主体の市町村は勿論のこと、日中活動支援事業者、一般就労先、居宅サービス事業者、相談支援事業者のほか、近隣住民、ボランティア等のインフォーマルな社会資源とも連携を緊密にして重層的な支援を組み立てていく必要があります。

そのため、ボランティア担当職員を中心に地域支援を担当する水内荘グループホーム・ケアホームセンター職員と協力して、新たな資源開発や地域への情報発信等を積極的に行っていきます。

2 経営と組織計画

(1) 経営基盤の強化

ア 新事業体系への移行時期は、現行報酬単価が旧法に比べ大幅に減額となること等を配慮し、平成21年度に行われる国の同法見直し内容を確認の上、平成21年度中に移行します。

イ 在宅支援事業の拡大入所利用者の地域生活移行は、希望する者を中心に着実に進め、施設入所支援事業を縮小します。一方、経営面も配慮し、短期入所（施設入所支援の場合もあり）や日中活動（生活介護）の受け入れを積極的に進め、上記1の(4)のウ、(5)のとおり事業拡大を図ります。

ウ 給食の民間委託

経営の効率化を図るために平成18年度より給食の業務委託を行いました。この委託により、八雲作業所、豊野こぶし作業所への効率的給食提供が可能となりました。平成19年度からは、ケアホーム等へ食材提供も委託することとします。なお、給食サービスが低下しないよう、業者と毎月給食委員会を開催し検証していきます。

エ 障害者自立支援法の職員配置基準は今以上の職員配置が不可能であるため、職員個々の質的向上を図りつつ、利用者への手厚いサービスを提供します。

方策として、勤務評価制度や目標管理制度を活用するとともに、長野圏域各事業所が一体となって、定期的に研修の機会を設けていきます。

(2) 職員の適正配置と組織体制

事業推移と組織体制

(単位:人)

区 分			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
事業 推移	支援費	施設入所(更生)	60	57						
		通所更生	10	10						
		自活訓練(再掲)	(4)	(4)						
		合 計	70	67						
	自立 支援法	入 所 者	日 中	施設入所支援			53	49	45	41
				生活介護			32	33	34	31
			自立訓練(生活訓練)			10	10	10	10	
			計			42	43	44	41	
		在 宅	日中	生活介護			22	21	20	20
			短期入所		4	4	5	5	6	6
組 織 体 制	所長		正規職員			1	1	1	1	
			非正規職員		1	1				
	総 務 課	課 長		1	1	(1)	(1)	(1)	(1)	
		主 事	正規職員	2	2	2	2	2	2	
			非正規職員							
			パート職員							
			小 計	2	2	2	2	2	2	
	支 援 課	課 長		1	1	1	1	1	1	
		係 長		1	1	1	1	1	1	
		支 援 員	正規職員	11	11	8	8	8	8	
			非正規職員	6	6	6	6	6	6	
			パート職員	9	9	5	5	5	5	
			小 計	26	26	19	19	19	19	
職 員 数	正 規 職 員		16	16	13	13	13	13		
	非正規職員		7	7	6	6	6	6		
	パート職員		9	9	5	5	5	5		
	合 計		32	32	24	24	24	24		

(3) 経営プラン

年度別収入見込み

(単位:千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用料収入	188,964	179,539	134,001	131,776	131,100	128,730
その他の収入	47,158	44,652	39,354	40,436	41,518	43,727
合 計	236,122	224,191	173,355	172,212	172,618	172,457

第2 ワークハウス八雲

平成18年度、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため開所された八雲作業所は、特色ある作業を目指して県内では初めて「製麺作業」を導入し、地域との結びつきを活かした販売を通して地域に密着した施設運営に取り組むほか、高齢な利用者が潤いある生活が送れるようなサービスの提供に努めています。また、平成19年度には障害者自立支援法の事業体系に基づき「八雲日中活動総合センター」を開設し、常時介護が必要な利用者には安心して生活が送れるよう支援するとともに、地域生活を希望する利用者には有期限（2年間）で、生活能力の維持・向上等地域生活に必要な訓練をおこなっています。

1 事業計画

(1) 事業体系の見直し

ア 平成19年4月に八雲日中活動総合センターを開設しました。

生活介護事業（定員14人）

自立訓練（生活訓練）事業（定員6人）

イ 平成21年4月八雲作業所は、事業拡大にあわせて、就労支援を中心とする新事業体系に移行します。そのため、平成20年度に国の障害者自立支援対策特別対策事業補助金の交付を受け、作業環境を改善します。隣接する八雲日中活動総合センターとは、事務の効率化や継続的な支援体制を構築するため同年「ワークハウス八雲」（仮称）として統合します。

就労継続支援B型事業（定員50人）

自立訓練（生活訓練）事業（定員6人）

(2) 提供するサービスの質の向上

ア 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供に努めます。

また、第三者サービス評価は、平成24年を目途に実施します。

イ 高齢の障害者や幅広い障害区分の利用者が在籍しているため、作業能力に個人差はあります。そこで、個々人にあった就労支援をするために、工賃目標を定めるとともに作業工程の見直しや新規作業を導入して、活力ある作業支援体制を構築します。

また、将来的には就労継続支援A型（雇用型）の支援体制が取れるよう、作業内容の充実・拡大に努めます。

○製麺製造販売の現状

- ・製造数 120パック（1パック300グラム）
- ・製造従事者 5人/1日（利用者4人、職員1人）
- ・販売員 4人/1日（利用者3人、職員1人）
- ・販売 常置販売店 4ヶ所 訪問販売所 90ヶ所

○就労支援計画

- ・平成19年度～ 販路拡大、委託販売増、新規作業（和紙の加工）、陶芸、小物製造受託増
- ・平成21年度～ 農作業導入
- ・平成23年度～ 調理うどんの販売

工賃目標

(単位：千円)

	授産科目	方 策	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収 入	自主生産	うどん販売拡大	6,570	6,898	7,243	7,605	7,985	8,385
		陶芸・小物販売導入	160	176	193	212	234	257
		手作り和紙の導入	160	176	193	212	234	257
		農作業の導入			350	420	504	604
		調理うどん販売					1,008	1,008
	受託作業	受託量の増加	180	180	240	360	360	360
		清掃活動	3,237	3,237	3,237	3,237	3,237	3,237
収 入 合 計			10,307	10,667	11,456	12,046	13,562	14,108
支 出	必 要 経 費		3,954	4,151	4,359	4,577	4,806	5,046
	工 賃 額		6,353	6,516	7,097	7,469	8,756	9,062
	支 出 合 計 額		10,307	10,667	11,456	12,046	13,562	14,108
工 賃 平 均 円/月			26,470	27,150	13,441	13,530	15,201	15,103

ウ 自立訓練（生活訓練）事業は、一般就労を視野に入れた支援を実施します。

地域生活移行者の目標 2人/年

エ 質の高いサービス提供をするために、所内外の研修に積極的に参加して職員の資質向上を図ります。

オ 水内荘CH・GHセンターとは連携を密にし、地域生活移行された利用者の日中活動の充実を図るとともに、特に高齢な利用者が安心して生活できる作業環境づくりに努めます。

(3) 地域福祉を支える支援システムの整備

ア ケアホーム等利用者や在宅者の日中活動を支援するために、下表の通り事業を拡大します。

在宅者への年度別日中活動拡大計画

(単位：人)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
通所授産利用者数	20	20				
障害者自立支援法事業利用者数	12	16	48	50	52	54
合 計	32	36	48	50	52	54

イ 地域生活が更に充実するよう、地域行事等には積極的に参加するとともに、地域の方が気軽に当所に立ち寄れる企画等を実施する中で、地域住民との交流を推進します。

ウ 利用者の暮らしを支えるため、施設、行政機関、養護学校、保護者等との連携に努めるとともに、ボランティア受入計画や受入体制について水内荘等と検討し、体制を整備します。

2 経営と組織計画

障害者自立支援法は、旧法に比べ報酬単価が大幅に減額(約40%)となりました。そこで、平成21年度、新事業体系移行に合わせて事業を拡大(定員を40人から56人)し、収入の安定を図ります。また、職員配置は、八雲作業所と八雲日中活動総合センターを統合して事務の省力化を図る事により、現行職員体制で運営します。

(1) 職員の適正配置と組織体制

事業推移と組織体制

(単位 : 人)

区 分		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
事業 推 移	通所授産	20	20					
	自立 支 援 法	就労継続支援 B			44	46	48	50
		就労移行支援						
		生活介護	8	8				
	自立訓練(生活訓練)	4	4 + 2	2 + 2	2 + 2	2 + 2	2 + 2	
合 計		32	34	48	50	52	54	
組 織 体 制	所 長	1	1	1	1	1	1	
	支 援 員	正規職員	4	4	4	3	3	3
		非正規職員	5	5	5	6	6	6
		パート職員						
合 計		10	10	10	10	10	10	

(2) 経営プラン

年度別収入見込み

(単位 : 千円)

区 分		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
八 雲	利用料	37,542	39,361				
	加算等						
	小 計	37,542	39,361				
日 中	利用料	20,006	20,289				
	加算等		12				
	小 計	20,006	20,301				
ワ-ハウス 八 雲	利用料			55,701	57,962	60,222	62,484
	加算等			282	24	24	24
	小 計			55,983	57,986	60,246	62,508
合 計		57,548	59,662	55,983	57,986	60,246	62,508

第3 長野圏域障害者総合支援センター 歩楽里

障害者自立支援法に基づく相談・支援事業に加えて県並びに市町村の独自事業を積極的に導入して事業展開します。また、水内荘ケアホーム・グループホームセンター等と連携、協力して利用者の生活面の支援を行います。

1 事業計画

(1) 提供するサービスの質の向上

ア 相談支援事業（長野市受託）

長野市内を中心にこどもからおとなまでを対象とし、ケアマネジメント手法を採り入れ、発達や生活全般にわたる相談にのります。利用者に寄り添いながら、利用者の「生活力」を引き出すように努めます。そのため、市関係者や他事業所と協働して相談支援にあたります。

また、具体的なケース事例を通じて関係者間で「振り返り」作業を行い、支援方法を明らかにし、他法人や市町村担当者の模範と参考になるような「モデル事例集」を長野市障害ふくしネット等を通じて編集します。

イ 居宅等介護事業

利用者が地域で豊かな生活を実現するための支援を行います。サービス提供にあたり、利用者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向等を勘案し、ケアプランを策定するとともに、サービスがきちんと確保できるよう関係者と連絡調整します。

(2) 地域福祉を支える支援システムの整備

ア 障害者福祉センターとの連携による在宅者及び地域生活者等への余暇活動の体制整備（19年度、20年度）

余暇活動は単なる楽しみや趣味的な活動、遊びではなく、社会性を身に着けるための学習や生活訓練の機会、障害に伴う諸症状の緩和と生理的身体的機能の発達の機会、家族の負担軽減や就労などを支援するための家族支援の3つの役割が考えられるそうです。そのような観点を常にスタッフが意識して福祉サービスの（長野市障害児自立サポート事業・移動支援事業・タイムケア事業等）提供に努めることはもちろんですが、障害者福祉センター等と連携、協力して余暇活動の体制整備をします。

具体的には、既存の文化・スポーツの各種教室に加えてより生活に密着した「ファッション（身だしなみ）講座」や「マナー（礼儀作法）講座」等から音楽や演劇、ダンス等趣味の講座にいたるまで、より多くのメニューを用意、誰もが参加しやすいスタイルを考えます。

(3) ネットワーク化

水内荘、ワークハウス八雲、水内荘 CH・GH センター等の役割の明確化や情報の共有化を図りながら連携に努め、各事業所の特徴や資源を活かした支援を行います。

また、圏域の地域自立支援協議会を通して関係機関・団体と協働し、業務遂行にあたります。

2 経営と組織計画

(1) 在宅者支援事業拡大による経営基盤の強化

ア 長野市からの相談支援事業を今後も受託します。そのため、相談支援専門員の資質向上を図ります。但し、相談支援専門員は地域の人的資源であり、市職員同様に公平性や中立性を保ちつつ

相談支援にあたらなければいけないため、相談ケースが即新規登録ケースとして当センターの利用者になるとは限りませんが、様々な相談ケースの実績が地域から評価されるよう務めます。

イ 居宅等介護事業は、十分なケアマネジメントを通してケアプランを策定し、インフォーマルなサービスも含め支援にあたります。また、利用者から評価されるようスタッフの確保と資質向上に努め、事業を拡大します。

(2) 職員の適正配置と組織体制

こどもの発達や育児相談にきちんと対応し、具体的なアドバイスができる専門家(臨床経験豊富な作業療法士、理学療法士、臨床心理士等)を契約職員として採用し、事業の充実を図ります。

事業推移と組織体制 (単位:人)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
事業 推移	・相談支援(長野市) ・居宅介護 ・移動支援(市町村受託) ・心身障害児(者)タイムケア ・長野市障害児自立サポート事業							
組織 体制	所 長	1	1	1	1	1	1	
	相 談 員	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	サービス提供責任者	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	支 援 員	非正規職員	2	2	2	2	2	2
		パート職員	6	6	6	6	6	6
		小計	8	8	8	8	8	8
合 計		9	9	9	9	9	9	

(3) 経営プラン

年度別収入見込み (単位:千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用料等収入	9,245	11,094	11,434	11,842	12,332	12,920
管理料等収入	9,660	8,728	8,728	8,728	8,728	8,728
その他収入	11	11	11	11	11	11
合 計	18,916	19,833	20,173	20,581	21,071	21,659

第4 水内荘グループホーム・ケアホームセンター

当センターでは、現在25人の水内荘からの地域生活移行者と10人の西駒郷出身者の合計35人を8ヶ所のケアホーム等で支援しています。

今後平成24年度までに6ヶ所のケアホーム等を新設し、水内荘利用者の更なる地域移行を推進するとともに居住環境の改善や個別支援体制の強化を図っていきます。

また、利用者の高齢化・重度化に伴う支援体制の整備や増加する支援スタッフの効率的運用・資質の向上、地域資源の有効活用などの課題に取り組み、利用者が安心・安全な地域生活を送ることができるよう努めます。

1 事業計画

(1) 提供するサービスの質の向上

ア 利用者ニーズに適合する生活の場を確保します。

イ 余暇活動の意見集約の場・利用者自身が地域生活に必要な生活スキルを学習する場・共同住居間の交流の場として、「本人部会」の立ち上げに協力します。

ウ 介護度の高い高齢利用者（平均年齢52歳5月、最高齢者71歳）の将来の支援のあり方について、特別養護老人ホーム「泉平ハイツ」への移行をベースに、検討します。

エ 利用者は、水内荘利用時代より地域と友好関係にありました。今後は、ボランティア等の活用方法を模索する中で近隣住民との更なる関係向上に努めます。

オ 利用者を直接支援する世話人や生活支援員の資質向上を図るために、月1回の研修会・打ち合わせ会を継続するとともに派遣研修も行います。

(2) 地域福祉を支える支援システムの整備

平成24年度までに毎年ケアホーム等を設置し、最終年度には14か所のケアホーム等を運営します。また、平成21年度から夜間支援体制を敷き、夜間支援を必要とする利用者の支援にあたります。

年度別設置計画

(単位：ホーム、人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新設数		2	1	1	1	1	0
利用者数		7	5	5	5	5	1
ホーム総数	8	10	11	12	13	14	14
利用者総数	35	42	47	52	57	62	63

(注) 利用者総数は、年度末数です。

(3) ネットワーク化

ア 水内荘、ワークハウス八雲、歩楽里や関係事業所、関係機関と連携強化を図るとともに、地域自立支援協議会等を活用し、支援体制を強化します。

イ 水内荘グループ内にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアによる「本人部会」のサポーターや「お話・お茶のみグループ」等の創設について検討・試行します。

2 経営と組織計画

(1) 職員の適正配置と組織体制

事業推移と組織体制

(単位：ホーム、人)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業 推 移	新設	ホーム数	2	1	1	1	
		利用者数	7	5	5	5	1
	合計	ホーム数	10	11	12	13	14
		利用者数	42	47	52	57	62
組 織 体 制	所 長		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	支 援 員	正規職員	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		非正規職員	1	1	1	1	1
		パート職員	21	23	25	27	29
合 計		22	24	26	28	30	

(注) 事業推移の合計は、年度末数です。

(2) 経営プラン

年度別収入見込み

(単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用料収入	30,037	33,553	38,286	43,019	47,752	51,229
加算時の収入	3,308	1,961	185	203	222	233
合 計	33,345	35,514	38,471	43,222	47,974	51,462

(注) 各年度の新規 GH の設置時期は 12 月 1 日として算定しました。(121 日の 95%で算定)

第5 豊野こぶし作業所

豊野こぶし作業所は、長野市から委託を受けた障害者等共同作業所として、特に豊野地区を中心とする在宅障害者及び高齢者を対象に日中活動の場を提供し、利用者が地域住民として潤いのある生活が送れるよう支援します。

当所は、障害種別に係わらず希望者を受け入れているため、職員の資質向上に努めるとともに関係機関や家庭との連携を密にして、それぞれの障害に十分配慮した支援を進めます。

1 事業計画

(1) 提供するサービスの質の向上

利用者が地域生活を送る上で、当所がひとつの拠り所として機能するよう条件整備を行います。

ア 作業種を吟味し、作業意欲の向上を図るとともに工賃アップを目指します。

イ 仲間作りの機会や余暇活動の充実のため積極的に地域行事等へ参加していきます。

ウ 職員は、3障害、高齢者への理解を深め支援技術の向上に努めます。特に精神障害の方(3人)は、他の利用者との関係作りが難いため、水内荘と支援方法等について検討します。

(2) 地域福祉を支える支援システムの整備

地域で生活する障害者・高齢者にとって、障害者等共同作業所は生きがいや仲間作りを目指しながら、安定した地域生活を送るための大切な場所です。職員は、大切な社会資源としての当所機能を守り向上させていく使命を十分自覚し、希望する障害者等を積極的に受け入れ、ニーズに応じた具体的な支援を行います。

(3) ネットワーク化

作業所を利用する皆さんは、単身の方、家族と同居の方、グループホーム等で生活する方など生活スタイルはさまざまです。その上障害も3障害に渡り、抱えるニーズも千差万別です。

そのため、水内荘グループ間の連携は勿論、家族、関係機関、サービス提供事業者、近隣住民、ボランティアなどの協力も得ながら支援をしていきます。

2 経営と組織計画

(1) 新事業体系への移行時期

委託先の長野市は、当所を平成23年度から障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターとして再編する予定です。

事業団は、受託を継続することとして、引き続き事業内容等について市と協議をしていきます。

(2) 職員の適正配置と組織体制

現在の委託契約では3人の職員配置が義務付けられており、現契約が継続中は同様の配置としていきます。

3障害及び高齢者の支援というきわめて高度は支援技術を要求される事業所であるため、職員の支援・介護技術等を十分考慮し、有資格職員の配置等を図っていきます。

